

二和そばの会 規 約

(名称・所在地)

第1条 名称は『二和そばの会』と称し、事務所を二和西 1-8-11-301（腰原弘敏宅）に置く。

(目的)

第2条 本会は、全麺協及び千葉県そば推進協議会の加盟団体として、そば等麺類の食文化を活かした地域会員相互の親睦と相互扶助と協働の精神によって、一層の地域振興を推進するとともに、地域の学習活動に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) そば打ちの鍛練とそば文化に関する情報提供と交流に関すること。
- (2) そばに関する各種イベントの推進に関すること。
- (3) 「地域振興事業」の研究と実践に関すること。
- (4) 「素人そば打ち段位認定制度」の普及推進に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業。

(入会の資格)

第4条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。

(役員・会計監査)

第5条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

会長、幹事長 1名、会計 1名、会計監査 1名、班長 4名 (A・B・C・D)、指導者 2名を置く。

(但し、指導者は会員の全麺協認定四段位講師以上の中から役員で選考する)

第6条 役員・会計監査・班長は、会員の中からの互選により、任期は 2 年とする。
ただし、再任は妨げない。

(総会・役員会)

第7条 1 本会は年 1 回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費等)

第8条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。

会員は毎月 2 回の定例会・研鑽会に参加することが出来る。但し、競技会・大会や会場の関係で月 1 回になる場合もある。

会員の入会金は 1,000 円。会員は月会費として月 500 円支払い、3 か月ごとに 1,500 円を 4 回に分けてまとめて支払う。但し、欠席の場合でも月会費の払い戻しは行わない。月会費は運営維持管理費および道具等の購入や買替などに充当する。

四段位取得者は、翌年度 4 月から月会費を免除され、講師として、会員の指導に当たる。

(休会)

第9条 会員は、3か月連続して休んだ場合は、休会扱いとして所定の休会届を提出することにより会費を免除される。また、復帰の際には復帰手続きを行うことにより、復帰することが出来る。

(そば粉の販売)

第10条 通常の定例会・研鑽会で使用されるそば粉の金額は、会員の使用する粉の量で下記の通りにする。特別なそば打ちに使用されるそば粉の金額は、その都度決める。

またこの金額は、そば粉の市場価格の変動により変更することがある

	粉の量	金額	備 考
①	700g	1,500 円	そば粉 500g、割粉 200g
②	1000g (1.0kg)	1,800 円	そば粉 800g、割粉 200g (生粉は 1,900 円)
③	1200g (1.2kg)	2,000 円	そば粉 1,0kg、割粉 200g (三段・75歳以上)
④	1500g (1.5kg)	2,200 円	そば粉 1.2kg、割粉 300g (三段用)
⑤	1500g(1.5kg)	2,400 円	そば粉 1.4kg、割粉 100g (四段用)

※大会練習粉等の持込の場合は、打ち粉、打ち台使用料として 500 円とする。

基本的には、そば粉の持込は認めないが、事前に許可を得たものはその限りでは無い。

※打粉・指導料・道具の償却を含む

※粉の準備の為、開催日の 10 日前迄に出欠をホームページの出欠欄にて報告する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

(事業報告・会計報告)

第12条 本会の事業報告・会計報告は、会計監査終了後、次年度事業計画・予算は、役員会決定後、毎年 4 月の総会にて承認を得る。

(会場設営準備)

道具の運搬準備係を 4 班に分け、開催日当日の朝、車載の道具を会場まで当番の順番を決めて運び込む。

但し、会場設営、終了後の車載積み込み作業は全員で行う。

(付則)

1. この規約は、総会の承認をもって変更することができる
2. この規約は、二和そばの会発足の平成 20 年 3 月 1 日より施行する
3. この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
4. この規約は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。
5. この規約は、平成 28 年 5 月 1 日より適用する。
6. この規約は、平成 29 年 5 月 1 日より適用する。

7. この規約は、平成 30 年 5 月 1 日より適用する。
8. この規約は、平成 31 年 4 月 13 日より適用する。
9. 第 5 条 1 行を追記する。
10. 第 10 条 表② 1 行を追記する。
11. この規約は、令和 2 年 4 月 25 日より適用する。